



Hib感染症予防接種について



対象者：生後2か月～5歳の誕生日の1日前まで

この説明文書をお読みになり、「Hib感染症予防接種申込書兼予診票」にご記入のうえ、医師の診察を受けてください。

Hib 感染症について

(1) 病気の説明

インフルエンザ菌、特にb型は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症を起こす乳幼児にとって問題となる病原細菌です。2010年以前はHibによる髄膜炎は年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推定されていました。生後4か月～1歳までの乳児が過半数を占めていました。現在はHibワクチンが普及し、侵襲性Hib感染症は激減しました。

(2) 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（Hibワクチン）について

インフルエンザ菌は7種類に分類されますが、重症例は主にb型のため、ワクチンとしてこのb型が使われています。このワクチンは世界的に広く使われていますが、我が国でも、平成20年12月から接種できるようになり、平成25年から定期接種となりました。その他のワクチンと同時接種を行うことについては、その必要性を医師が判断し、保護者の同意を得て接種が行われます。それぞれ単独に接種することも可能です。

欧米ではワクチン導入後、Hib重症感染症は劇的に減少し、我が国でも定期接種として導入後、同様に減少しています。WHOは1998年乳幼児への定期接種を強く勧告し、世界110カ国以上で導入され、その効果は高く評価されています。

予防接種の副反応について

局所反応が中心で発赤（44.2%）、腫脹（はれ）（18.7%）、硬結（しこり）（17.8%）、疼痛（5.6%）、全身反応は発熱（2.5%）、不機嫌（14.7%）、食思不振（8.7%）などが認められます。

接種スケジュール

※初回接種の開始時月齢ごとに以下の方法により行います。（標準的な接種方法）

接種開始年齢	回数
生後2か月以上 7か月の1日前まで (標準的な開始時期)	<p>【初回】 27日以上の間隔で、<u>1歳になる1日前までに3回接種</u> (標準的には、27日～56日までの間隔において3回)</p> <p>【追加】 初回接種終了後、7か月以上において1回接種 (標準的には、7か月～13か月までの間隔において1回)</p> <p>※ただし、初回のうち2回目及び3回目の接種は、1歳になる1日前までに実施することとし、1歳を超えた場合は、接種は行わない。この場合、追加接種は実施可能ですが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上の間隔において1回接種する。</p>
生後7か月以上 1歳になる1日前まで	<p>【初回】 27日以上の間隔で、<u>1歳になる1日前までに2回接種</u> (標準的には、27日～56日までの間隔で2回)</p> <p>【追加】 初回接種終了後、7か月以上において1回接種 (標準的には、7か月～13か月までの間隔で1回)</p> <p>※ただし、初回2回目の接種が1歳を超えた場合は、初回接種は行わない。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上の間隔において1回行う</p>
1歳以上 5歳になる1日前まで	1回のみ

[参考：予防接種と子どもの健康2018年度版、アクトヒブ®添付文書]

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人(37.5℃をこえる場合)
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない人
- ④ 不活化ワクチンの予防接種をして6日以上経っていない人
- ⑤ このワクチンの成分でアナフィラキシー(通常 30 分以内にでる呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある人
- ⑥ その他かかりつけ医に予防接種を受けないほうがよいといわれた人

《疾病罹患後の接種間隔について》

麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他(風しん、水痘およびおたふくかぜ等)の疾病については治癒後2～4週間程度の間隔をおいて接種します。その他のウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に関しては、治癒後1～2週間の間隔をおいて接種します。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定します。

接種前に医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

ワクチン接種後の注意

- ① 接種後 30 分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
 - ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常がでた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③ 接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
 - ⑤ 接種当日は、激しい運動はさげましょう。
 - ⑥ 接種後6日間は、他の予防接種は受けられません。
- * 予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、市へ連絡をしてください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

草津市健康増進課	☎077-561-2323	栗東市健康増進課	☎077-554-6100
守山市すこやか生活課	☎077-581-0201	野洲市健康推進課	☎077-588-1788